

# 京・くらしの安心安全情報 第20号

(平成20年5月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

## 1 相談の概要

平成19年4月から平成20年2月の相談件数は7,049件で、前年同期(7,341件)と比べ4.0%減少!

依然として被害が多い不当請求・架空請求!

多重債務専用ダイヤル設置(平成19年12月3日~)等、相談事業の充実により、フリーローン・サラ金に関する相談が増加!

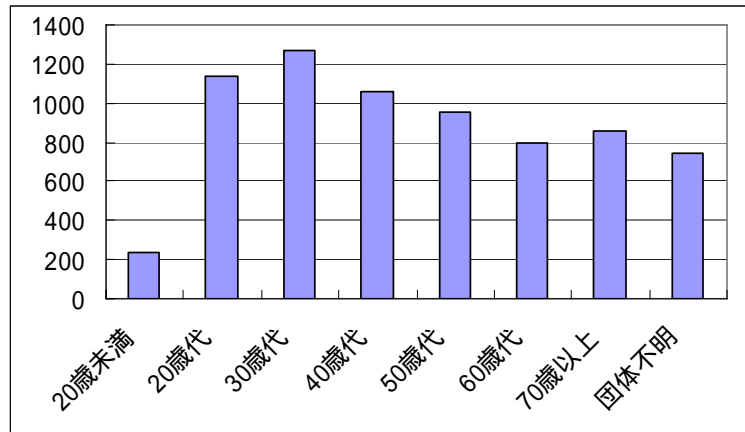
### 相談ワースト10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,661	23.60%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	534	7.60%	敷金返還トラブル
フリーローン・サラ金	416	5.90%	多重債務など
教室・講座	316	4.50%	英会話教室
文具・事務用品	203	2.90%	電話機類, パソコン機器類
電報・電話	176	2.50%	通話料, パケット通信料
書籍・印刷物	175	2.50%	同窓会名簿, 紳士録
生命保険	144	2.00%	契約・保険金支払いトラブル
家屋修繕工事	140	2.00%	屋根, 床下工事, 設備工事
理美容	127	1.80%	エステサービス
その他	3,157	44.80%	
合計	7,049	100.00%	

## 年齢構成

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	236	1,138	1,266	1,058	952	797	858	744	7,049
構成比	3.30%	16.10%	18.00%	15.00%	13.50%	11.30%	12.20%	10.60%	100%



## 2 製品事故に関する情報

### ドラム式洗濯乾燥機に関する注意喚起（新着）

株式会社東芝が平成14年8月から平成15年8月に製造したホームランドリー（ドラム式洗濯乾燥機）において、本体内に垂れ落ちた液体洗剤がリード線部に付着し、リード線皮膜の絶縁が劣化して、製品の使用時に発煙・発火の可能性があることが判明したので、無料で点検・修理を実施しています。

特に液体洗剤をご使用された方については、洗剤投入ケースへの投入の際に液体洗剤が本体内に垂れ落ちている可能性があるため、早急に使用を中止し、連絡してください。

<対象商品>

東芝ホームランドリー 該当機種（形名）

TW - 742EX

TW - 742MX

TW - 742V5

機種名は「操作パネル」のスタートボタンの下に表示されています

<お問い合わせ窓口>

東芝ホームアプライアンス株式会社

フリーダイヤル：0120-710-508

<受付時間>

平成20年5月10日からは（土曜・日曜・祝日除き）9時～17時

<国民生活センターのホームページ>

[http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080416\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080416_2.html)

カーボンヒータ/ハロゲンヒータに関する注意喚起（新着）

燦坤（サンクン）日本電器株式会社が、平成17年9月から平成20年2月までに輸入販売したカーボンヒータの製品及び平成18年9月から平成20年2月までに輸入販売したハロゲンヒータの製品について、部品の不具合により、発煙・発火に至る可能性があることが判明したので、対象製品の回収及び同等品と交換しています。

<対象商品>

- カーボンヒータ（平成17年・平成18年製）
  - TSK-5328CT 販売元・燦坤（サンクン）
  - TSK-5328CRI 販売元・燦坤（サンクン）
  - TSK-5328CRI（BW） 販売元・株式会社バルス
- ハロゲンヒータ（平成18年・平成19年製）
  - FS-900T 販売元・株式会社フィフティ

<お問い合わせ窓口>

燦坤（サンクン）日本電器株式会社  
フリーダイヤル：0120-600-527

<受付時間>

午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く。）

<国民生活センターのホームページ>

[http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080421\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080421_1.html)

### 3 お知らせ

架空請求にご注意ください！

買ってもいない商品の代金を請求されたり、身に覚えのない借金の取り立てをされたりする架空請求に関する相談が多く寄せられています。

公的機関に似た名称を使用し、強制執行するなど不安をあおるものや実在する法律事務所を名乗るケースが多数を占めています。

これは、請求を受けた方が、勘違いや関わりたくないという思いから請求に応じて支払うことを狙った手口です。

身に覚えのない請求ハガキや手紙が送りつけられても、代金を支払う必要はありません。覚えのない代金引換郵便も受取りを拒否できるので受け取らないでください。また、最近では、受け取る際に印鑑が必要な「配達記録郵便」を悪用し、「正式な請求書」と思わせるようなケースもあります。不用意に請求先に連絡をとらないようにしてください。

《相談が寄せられた架空請求事業者》

公表日	事業者名	電話番号	所在地
平成20年3月12日	東京都財務管理局	03-5982-2268	東京都港区赤坂3-7-1

「<sup>みやこ</sup>京・くらしのサポーター」の募集を開始しました！

京都市では、悪質商法被害の未然防止を図るために、身近な地域における啓発活動の中心的役割を担っていただく消費生活のリーダー、「<sup>みやこ</sup>京・くらしのサポーター」を募集します。



「<sup>みやこ</sup>京・くらしのサポーター」養成講座(受講料無料)、全8回を受講された方には「修了証」を交付し、来年度から消費生活に関するリーダーとして啓発活動に協力していただく予定です。

- 1 応募条件 京都市内在住もしくは京都市内へ通勤、通学の20歳以上の方で21年度以降京都市内にて活動できる方。
- 2 応募締切 平成20年5月31日(土)
- 3 定員 30名程度(応募者多数の場合抽選)
- 4 応募方法 住所 氏名(フリガナ) 電話番号を明記し、電話、FAX、電子メールのいずれか
- 5 申込・問合せ 京都いつでもコール  
電話：661-3755  
FAX：661-5855  
電子メール(送信フォームを御利用ください)  
パソコン：<http://www.city.kyoto.jp/koho/cc/>  
携帯電話：<http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民総合相談課 256-0800(消費生活相談専用)

256-3160(多重債務相談専用)

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html)

をご覧ください。

\* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ：

257-9002

午前10時～午後4時

